

令和6年3月

定例教育委員会会議録

十日町市教育委員会

令和6年3月定例教育委員会会議録

1 開催日時、会場

令和6年3月27日（水） 9時30分～10時40分
川西庁舎 4階 第1研修室

2 出席

渡辺正範教育長、浅田公子委員、廣田公男委員、渡邊奈々子委員、川崎正男委員

3 説明のため出席した者

教育文化部長（鈴木政広）、教育総務課長（玉村浩之）、学校教育課長（細木久成）、指導管理主事（藤田剛）、生涯学習課長（樋口具範）、スポーツ振興課長（庭野日出貴）、文化財課課長補佐（笠井洋祐）、

4 会議の内容

（1）会議録署名委員の指名

署名委員：廣田委員、渡邊委員

（2）報告事項

① 共催・後援等報告

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

各担当課長

- ・資料に基づき説明

② 報告第1号 市立中学校のあり方検討委員会について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

玉村教育総務課長

- ・資料に基づき説明

渡邊委員

- ・あり方検討委員会からの提言を受けて、今後どのような動きになっていくのか、今時点でわかっていることがあれば教えてほしい。

玉村教育総務課長

- ・具体的に、いつまでに、どのような方法でというのはこれから考えていきたいと思う。地域や保護者など様々な方の意見をどのように取り入れて、どのように進めていくか改めて検討していきたい。時間的に余裕もないので、速やかに検討に入りたい。

（以上の質疑の後了承した）

③ 報告第2号 十日町市地区公民館長の任命について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・任期は3年間だが、形式上1年ごとに任命するということか。

樋口生涯学習課長

- ・そのとおりです。

(以上の質疑の後了承した)

④ 報告第3号 十日町市公民館分館長の任命について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑤ 報告第4号 十日町市公民館分館主事の任命について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑥ 報告第5号 十日町市青少年育成委員の任用について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・青少年育成市民会議との関係は。

樋口生涯学習課長

- ・青少年育成市民会議は、青少年育成委員のほか、PTAなどを含んだ団体である。活動に類似点はあるが、青少年育成委員は主に夜間パトロールをしている。

廣田委員

- ・青少年育成市民会議は任命するとかはないのか。

樋口生涯学習課長

- ・青少年育成市民会議は、任意団体の集合体（合同会議）となるので、教育委員会からの任命というのではない。青少年育成委員会は規則に基づいて任命が必要となる。

（以上の質疑の後了承した）

⑦ 報告第6号 令和6年度十日町市博物館の休館日の変更について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

笠井文化財課課長補佐

- ・資料に基づき説明

（特に質疑なく了承した）

（4）議決事項

①議案第1号 十日町市小中一貫教育及びコミュニティ・スクール推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱の設定について

渡辺教育長

- ・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

細木学校教育課長

- ・資料に基づき説明

川崎委員

- ・十日町市の小中一貫教育とコミュニティ・スクール推進協議会をなぜ分けるのか。

細木学校教育課長

- ・小中一貫教育連絡協議会の中にコミュニティ・スクールを取り入れる中で、推進協議会のメンバーがほぼ同じということでスタートは1つであった。動き出していく中で、小中一貫教育は学校に軸を置き、コミュニティ・スクールは地域に軸を置いて組織したほうがより効率的な運営ができると考えた。

川崎委員

- ・分けることで、メンバーは違ってくると捉えてよいか。

細木学校教育課長

- ・若干は一緒になるが、少しメンバーが変わってくると思う。

（以上の質疑のあと決定した）

②議案第2号 十日町市コミュニティ・スクール連絡協議会設置要綱の制定について

渡辺教育長

- ・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

細木学校教育課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

・第3条に（１）学校支援地域コーディネーター、（３）地域学校協働活動推進員があるが、最近の文科省の資料には（１）の学校支援地域コーディネーターという名称は見られず、（３）の地域学校協働活動推進員というのが位置づけられている。文科省パンフレットには、地域学校協働活動推進員は、地域・保護者・学校との連絡調整等を行うコーディネーターとなっている。これは、今まで学校支援地域コーディネーターに求めていたことではないかと思った。私の解釈が正しいか詳しく調べないとわからないが、用語の検討を進めていただきたい。

細木学校教育課長

・十日町市のコミュニティ・スクールのスタイルは、どちらかという学校運営協議会が主体となり、地域に発信して、地域の中で学校に協力してくれる人をコーディネーターが探しているスタイルだった。それを学校運営協議会を核としたコミュニティ・スクールと地域に軸足のある地域学校協働本部が地域発の活動組織を立ち上げるのか、分かれていくのかは、地域の実情に合わせていくと思われる。学校支援地域コーディネーターと地域学校協働活動推進員が同じ人になることもあると思う。

廣田委員

- ・地域学校協働活動推進員は実際に十日町市にはいるのか。

藤田指導管理主事

・現在いません。現在、生涯学習課が地域学校協働活動推進本部の設置を検討している。

廣田委員

・1条がわかりにくい。3行目「総合的に」は何が「総合的」なのか。目的が2つ書いてある。「この連絡協議会を設置することにより、何々を推進する」というすっきりとした文言のほうがよいと思う。3条の委員の構成で（１）と（２）は各学校から最低1人ずつ出るという解釈でよいのか。

細木学校教育課長

- ・協議会の委員は20人以内となっており、全ての学校から1人というのは難しい。

廣田委員

- ・連絡協議会なので、全ての学校から選ばれないと情報交換もできないし、まずいと思う。推進協議会なら各学校全部選ばなくてもよいと思うが、連絡協議会だからもう一度作り直したほうがよいと思う。推進協議会なら各学校選ばなくても（３）（４）（５）で学識経験者あたりを入れたりしていけばよいと思うが、連絡協議会だから（１）（２）のほうを主体に考えていくべき。あと、（１）（２）の順番は、コーディネーターよりも学校運営協議会が主なので、逆のほうがよい。

細木学校教育課長

- ・委員の任期は１年で各学校が隔年で半分ずつ入れ替わることをイメージしていた。情報交換の場ということで連絡協議会という名称にした。

廣田委員

- ・中里中と田沢小は同じ委員だと思う。以前、コーディネーターも同じ人にするという話もあったが、実際には２人いるが。

細木学校教育課長

- ・コミュニティ・スクール、学校運営協議会の重要な仕事の１つとして、校長が示す学校運営方針、学校経営方針の承認がある。中里で例えるなら、中里中の運営方針、田沢小の運営方針、それぞれについて承認いただくなくてはいけないため、そこは分けて考えて、一緒にはやっているが中身的には分けてやっているという形である。

渡辺教育長

- ・廣田委員から指摘のあった、第１条の表現についてはどのように考えるか。

細木学校教育課長

- ・学校運営協議会が、学校を活性化するところというか、学校の運営が推進していけるということが大事で、子どもがよりよく育っていくことが一番の目的になると考えこのような書き方となった。コミュニティ・スクールは、地域組織からすると、学校を核にしながら地域を活性化させるものだと思うが、学校を軸にしてコミュニティ・スクールといった場合、地域も活性化している中で子どもがよりよくその環境の中で育っていくことを狙いにしているので、目的が２つ重なったような書き方になった。

鈴木教育文化部長

- ・「コミュニティ・スクールの運営を総合的に」というのは、コミュニティ・スクールの役割が３つ（学校運営の承認、学校運営に対する意見具申、人事に関すること）あるが、それを総合的にやるということ。それにプラス「地域での学校活動への協力」というのがもう１つ入って、４つの項目を総合的にやるということが「総合的に」の中に入っている。

廣田委員

・学校運営協議会の設置条例だか設置要綱だかには総合的な言葉はあってもよいが、総合的にやるという学校運営協議会というのは既に設置されている。情報交換をしながら活性化させていくことが目的なら、あえて総合的というわかりにくい言葉を入れなくてもよいと思うし、第1条の2行目は「連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置することを目的とする」でよいのではないかと思う。

渡辺教育長

・この件については、言葉の捉え方によって認識が変わってくるので、内容について再検討が必要だと思うがいかがか。

細木学校教育課長

・検討させていただく。

廣田委員

・関連してですが、この委員20人というのは、コーディネーターを全学校から呼ぶかは別にして、運営協議会はやっぱり全学校から集まってもらったほうがよいと思う。そうすると、20人でよいのかどうか。

細木学校教育課長

・隔年で順番に入れ替えしながら地域の皆さんから入っていただいて連絡協議会を進めていこうという20人ですので、今22の運営協議会があるので、全ての地域から入っていただくということは想定していない。

渡辺教育長

・（１）から（５）まで含めて20人ということか。

細木学校教育課長

・そういうことです。

廣田委員

・どこから言っているのか。まず、第1条の「推進」という言葉が使われているが、推進というのは、第三者あるいはもっと上の立場にいる者がその活動をもっと活性化させようということであり、自分がそこに入っていれば「推進」という言葉ではなかったと思う。それと、コミュニティ・スクール制度というのは、文科省の言い方だと今までの学校評議員会に代わって今度学校運営協議会を置くということ。だから、コミュニティ・スクール制度イコール学校運営協議会の活動を充実させるという、まさに第1条の目的でよいと思う。もう1つ、学校運営協議会が評議員会の時と委員の中で意識が変わってない、というのも評議員会から継続して入っている方がほとんどであるから。そうすると、すごい権限があるみたいで人事にまで何か言うことができるみたいな、本当に言ってもよいのかと。委員の中には、評議員会と同じだと思っている人がいた。以前は承認するだけだったが、今度は学校の運営方針等に意見できる。

評議員会の時も意見できたが、校長は意見されたからと言って直す必要まではなかったが、今度は、内部検討して次の会議時には回答する必要が出てくる。コミュニティ・スクールを十日町市が取り組んでいるのは、主にコーディネーターが今のところ活躍しているのであって、ボランティアの方は確かに学校に行っているが、地域の意見が学校に反映されていることになっているかというところとちょっと違うと思う。十日町市はどちらかというと、学校運営協議会を活発にさせることよりもコーディネーターの活動を活発化させて、地域の人ボランティアを学校に呼び込んで、それでコミュニティ・スクールが大分やっているという自己評価をしているような気がするので、もう少し考えなければならないと思う。学校運営協議会の活動を活性化させるためにこれを置くのは賛成だが、是非全学校から出していただきたい。コーディネーターは必ずしも全部でなくてよいが、運営協議会の会長は全員が出て意見交換する会議にしていきたいと思う。

鈴木教育文化部長

・先程の役割の中で、人事の関係は入っていない。だから、そこまで大きな権限は持たせていない。コーディネーターの役割が大きく、地域の意見は、コーディネーターが学校に伝えていくというかたちが取られている。コミュニティ・スクールの推進というのが協議会の中に入っているが、国の要綱では、学校運営協議会を置く学校というのがコミュニティ・スクールである。それを推進するということは、その協議会を作るということが何か推進するような感じとなり、意味合いがおかしなところがあるが、その中でも地域によってばらつきがあるのが事実なので、協議会を作って、みんなで盛り上げ、レベルを上げていくというのがそもそもの目的である。この会議を開いても、全然発言のない地域もあり、全体的なボトムアップが必要というのがあり、そういう人に毎年出てくれというのも、学校での会議も頻繁に行われていない中、それを隔年ごとにやってシンプルな中でもって意見交換しながら盛り上げていきたいというのがこの20人という枠を作った経緯でもある。大勢いて何も意見が出ないより、内容の濃いものにしていきたいという考えがあった。

廣田委員

・それだったら、連絡協議会でなく、推進協議会に変えればよいのではないか。連絡協議会だと、何か全員が集まってお互いの意見交換をするというイメージが出てくる。推進しようとする意図がものすごく感じられる要綱なのに、名称が連絡協議会だから矛盾が出ていると思う。推進協議会にすれば、必ずしも全部の学校でなくてよいと思う。

渡辺教育長

・今のお話の中で、要綱が連絡協議会設置要綱として今提案しているが、推進協議会という名称ならどうかという意見だが、これは可能なのか。

鈴木教育文化部長

- ・差し支えない。

廣田委員

・先程、文科省の話がでたが、文科省のホームページでは学校支援地域コーディネーターという文言はほとんど出てこない。むしろ学校運営協議会というのが出てくる。コミュニティ・スクールのことを説明しようとする、割と説明しにくく、学校運営協議会を説明しているのが文科省のホームページである。学校運営協議会のメンバーの中にも、コーディネーターがイコールコミュニティ・スクールみたいに捉えているところが多いのかと思う。第3条の組織が（１）がコーディネーターとなっていて、まずここから集めましょうというようになっていると思うので、もう１回整理したほうがよいと思う。

渡辺教育長

・廣田委員から提案があったが、内容をさらに精査したうえで再提案したらどうかという意見だが、運営上可能か。今の附則では、令和6年4月1日から施行となっているが、4月1日施行でなくても可能か。

細木学校教育課長

- ・この会を設けるのは4月1日でなくても大丈夫であり、再提案させていただく。

渡辺教育長

・ただいま議案になっております議案第2号につきまして、一旦取り下げて次回以降の提案とさせていただきます。

（以上の質疑の後取り下げとなった）

③議案第3号 十日町市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

渡辺教育長

- ・議案第3号を上程し、事務局の説明を求めた。

庭野スポーツ振興課長

- ・資料に基づき説明

（特に質疑なく決定した）

5 その他

（１）4月の主な行事予定について

- ・資料に基づき説明

(2) 次回定例会教育委員会の開催日時

- ・ 4月定例会 4月24日(水) 13時30分から開催することを確認した。
- ・ 5月定例会 5月28日(火) 9時30分から開催することを確認した。

以上で、10時40分に渡辺教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記